

# 岩手県次期総合計画（中間案） に向けた復興局原案

（長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」）

- 1 復興の取組の原則
- 2 復興の目指す姿
- 3 復興推進の基本的な考え方と取組方向
- 4 復興の進め方

※ 素案の記載内容に検討を加え、文章化したもの



# 1 復興の取組の原則

平成23年（2011年）3月11日に発生したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われました。

本県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波などの経験を踏まえ、津波対策として防潮堤などの整備や地域防災の取組などを進めてきましたが、この東日本大震災津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような災害となりました。

この未曾有の大規模災害からの復興に向けて、県では、平成23年（2011年）4月に「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を策定し、被災者の人間らしい「暮らし」「学び」「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障すること、犠牲者の故郷への思いを継承することを、基本方針を貫く2つの原則と位置づけました。

さらに、この原則を受けて、平成23年（2011年）8月に、「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿とする「岩手県東日本大震災津波復興計画」を策定し、平成23年度から平成30年度までの8年間を復興計画期間と位置づけ、復興の取組を進めてきました。

県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら復興に取り組んできた結果、これまでの8年間で災害廃棄物の処理、被災した漁船や養殖施設の整備などが完了したほか、復興道路や海岸保全施設の整備、災害公営住宅の整備、商業施設や水産加工施設の再開など、復興の歩みは着実に進んでいます。

さらに、復興事業を進める中で、当初の復興計画には盛り込まれていなかった釜石港でのガントリークレーンの供用開始、宮古・室蘭間を結ぶ定期フェリー航路の開設などが実現しています。

そして、これからは、復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについて、早期に整備を終わらせるとともに、被災者のこころのケアやコミュニティの形成支援、農林水産業や商工業の振興など、三陸地域の将来を展望しながら、必要な取組については継続して実施していく必要があります。

また、発災から8年が経過し、記憶の風化も懸念される中、被災県として東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝え、国内のみならず世界の防災力向上に貢献していく必要があります。

したがって、東日本大震災津波からの復興は引き続き県の最重要課題であり、この計画においても、「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」に位置づけた2つの原則を引き継ぎ、この計画に基づく政策の推進や地域振興の展開と連動しながら、三陸のより良い復興（Build Back Better）の実現に向けた取組を推進していきます。

## 2 復興の目指す姿

この計画においては、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に掲げた「復興の目指す姿」を次のとおり引き継ぎます。

### 【復興の目指す姿】

#### 「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」

- 東日本大震災津波の事実を踏まえ、「自然災害から命を守り、そして、自然災害を乗り越えていく」との決意のもと、単なる原状復旧にとどまるのではなく、その地域にふさわしい「ハード対策」、「まちづくり」のみならず、「ソフト対策」をも適切に組み合わせた安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を推進します。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に受け継がれてきた歴史や文化を継承し、復興の歩みを進める「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興を推進します。
- 「暮らしの再建」と「なりわいの再生」を通じて、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができるよう、被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を推進します。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの形成と機能の充実を図りながら、三陸地域が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を推進します。
- これまで全国、世界から寄せられた支援をきっかけとして生まれた、人と人、地域と

地域といったつながりを更に広げ、多様な主体の参画による開かれた復興を推進します。

- 被災された方の故郷への思いや未曾有の大規模災害の事実を踏まえた教訓を確実に伝承するとともに、復興の姿を国内外に発信していきます。



## 3

### 復興推進の基本的な考え方と取組方向

復興の目指す姿を実現するため、次の基本的な考え方のもと、「より良い復興～4つの柱～」を設け、有識者からの意見や提言を踏まえながら、取組を進めます。

- 復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについては、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に掲げた「津波対策の基本的考え方」を踏まえて、引き続き整備を進めます。

#### ※ 「津波対策の基本的考え方」

「岩手県東日本大震災津波復興計画」における本県の考え方であり、多重防災型まちづくりと防災文化の醸成・継承により再び人命が失われることがないようにすることを津波対策の基本とするものです。具体的には、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、その地域にふさわしい「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせ、被害をできるだけ最小化するという減災の考えにより「安全の確保」を図ります。

- この計画においても、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に掲げた「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興の柱として掲げ、引き続き、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興の取組を進めます。
- 東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝え、国内のみならず世界の防災力向上に貢献していくため、「未来のための伝承・発信」を新たに復興の柱として掲げます。
- 開かれた復興を推進するにあたっては、参画・交流・連携の視点を重視して、復興の取組を進めます。

## 【復興の推進に当たって重視する視点】

### (1) 参画 ～若者・女性などの参画による地域づくりを促進します～

- 復興まちづくりや地域コミュニティの再生、地域の産業の再建などの取組を進めるに当たっては、あらゆる世代、性別の方々の幅広い参画が重要です。
- 特に、次世代を担う若者や女性の参画を進めながら、住民一人ひとりが復興の主役となり、活躍できる地域づくりを促進していきます。

### (2) 交流 ～人やモノの交流の活発化による創造的な地域づくりを促進します～

- 地域資源を生かした観光振興や地域経済の活性化などの取組を進めるに当たっては、交流人口や物流の拡大が重要です。
- 新たな交通ネットワークと交流拠点を活用し、地域内外、国内外で、人やモノが行き交う多様な交流の活発化により、創造的な地域づくりを促進していきます。

### (3) 連携 ～多様な主体が連携し、復興などの取組を推進します～

- 官民が協働し、多様な力を結集した復興の取組を進めるに当たっては、国、市町村はもとより、各分野や地域などの関係団体、企業、NPO、高等教育機関などあらゆる主体、地域、世界との連携が重要です。
- 復興の取組を通して培ったつながりや絆を財産に、連携を強化し、持続的な仕組みとして展開しながら、復興や地域の課題解決に取り組みます。

## 【「より良い復興～4つの柱～」と取組方向】

### (1) 安全の確保

津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全を確保します。

#### ① 防災のまちづくり

津波対策の基本的考え方を踏まえた多重防災型まちづくりにより、津波などの自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全で安心な防災都市・地域づくりを推進します。また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを推進します。

#### ○ 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり

地域に最も適した多重防災型のまちづくりや災害に強いライフラインの構築、エネルギー自給システムの導入促進などにより、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりを推進します。

#### ○ 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり

地域における防災文化を醸成し継承しながら、地域住民の故郷への思いや地域の歴史や文化・伝統を踏まえた、住民主体の生活環境づくりを推進します。

#### ② 交通ネットワーク

災害時などの確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築と、人員・物資の輸送を支える港湾の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を推進します。

#### ○ 災害に強い交通ネットワークの構築

復興道路を始めとする災害に強い高規格幹線道路などの幹線道路ネットワークを整備し、これを補完する国道、県道などを含めた信頼性の高い道路ネットワークを構築するとともに、災害時における人員や物資の安定的な輸送を確保するため、港湾の機能強化を推進します。

## (2) 暮らしの再建

住宅や仕事の確保など、被災者一人ひとりの生活の再建を図ります。また、医療・福祉・介護体制など生命と心身の健康を守るシステムや、教育環境の再構築、地域コミュニティ活動への支援などにより、地域の再建を図ります。

### ① 生活・雇用

被災者が安定した生活に戻れるよう、まちづくりと一体となった安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際して様々なニーズに対応するための相談対応を行います。また、内陸地域と沿岸地域との連携の下に地域の産業振興を図り、若者・女性・高齢者・障がい者を含め安定的な雇用の場を確保します。

#### ○ 被災者の生活の安定と住環境の再建などへの支援

被災者が安全に安心して暮らせる住宅や宅地を供給するとともに、被災者の生活の安定や住宅再建に向けた資金面などでの支援や住まいや生活全般に関わる相談対応を行います。

#### ○ 雇用の確保と就業支援

産業振興による雇用の確保を図るとともに、就職に向けた職業訓練などにより、離職者などの就業を支援します。

### ② 保健・医療・福祉

被災者の心身の健康を守るため、医療機関や社会福祉施設などについて機能の充実を図るとともに、きめ細かな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施します。また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する体制を整備します。

#### ○ 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

被災者の心身の健康を守るため、再建した病院や診療所などの医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所などの機能の充実を図るとともに、新たなまちづくりに連動した災害に強く、質の高い体制を整備します。

#### ○ 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童への支援

きめ細かな保健活動とこころのケア活動を推進するとともに、保護を必要とする子どもたちの養育を支援します。

### ③ 教育・文化・スポーツ

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行うとともに、東日本大震災津波の体験を踏まえた防災教育や復興に対する自己のあり方などを総合的に学ぶ全県的な教育プログラムを進めることにより、子どもたち一人ひとりの学びの場の充実を図ります。また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術・スポーツ活動の振興や伝統文化などの保存・継承を支援します。

○ **きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実**

被災などによって心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細かな対応や心のサポートを推進するとともに、児童生徒が安心して就学できる教育環境の整備を推進します。また、東日本大震災津波の体験を踏まえ、災害の知識や身の守り方、自己のあり方、復興における自分自身の役割、地域との関わり方、郷土の将来像の創造など、様々な要素を組み入れた、いわての復興教育プログラムの取組を推進します。

○ **文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承**

文化芸術施設などの機能回復を支援し、被災した児童生徒に文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、被災地域の伝統的な文化芸術や文化財の保存と継承、活用を支援します。

○ **社会教育・生涯学習環境の整備**

被災地における児童・生徒の放課後の居場所を確保しながら、被災地における社会教育・生涯学習環境の整備を推進します。

○ **スポーツ・レクリエーション環境の整備とスポーツを生かした交流の推進**

被災地における児童・生徒のスポーツ・レクリエーション活動の環境を整備します。また、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>釜石開催に係る取組や、復興五輪として開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成などの取組を通じて、人的・経済的な交流を推進します。

④ **地域コミュニティ**

住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復興のステージに応じた地域コミュニティ活動の環境を整備します。さらに、すべての人が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合うなどの福祉のまちづくりの観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援します。また、被災地域などの住民、地縁組織、NPO、企業など多様な主体が連携し、市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援します。

○ **地域コミュニティの再生・活性化**

被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化に向けた取組を支援するとともに、福祉コミュニティを確立するための体制づくり、地域の結束力の強化に向けた郷土芸能や文化活動を支援します。

⑤ **市町村行政機能支援**

地域住民の安全・安心の確保のため、市町村の行政機能の向上と、市町村による新しいまちづくりの推進を支援します。

○ **行政機能の向上**

被災市町村が十分な行政サービスを提供できるよう、人的支援や技術的助言などを実施します。

### (3) なりわいの再生

生産者や事業者が意欲と希望を持って生産・事業活動を行えるよう、生産体制の構築、金融面や制度面の支援などにより、農林水産業、商工業など地域産業の再生を図るとともに、地域の特色を生かした商品やサービスの創出や高付加価値化、生産性向上などの取組を支援するほか、新たな交通ネットワークによる物流効果を生かして地域経済の活性化を図ります。

#### ① 水産業・農林業

##### <水産業>

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、新たな交通ネットワークを生かしながら、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に推進します。また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場などの整備や海岸保全施設の復旧・整備を推進します。

##### <農林業>

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性などを踏まえた園芸産地の形成など、生産性・収益性の高い農林業を実現します。また、地域の防災対策を踏まえた防潮林の復旧・整備を推進します。

#### ○ 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

漁業協同組合を中心として、整備が完了した漁船、養殖施設、種苗生産施設などの活用の促進や、サケ・アワビ・ワカメなどのつくり育てる漁業の再生により、漁業の生産性向上や漁業者の所得向上を推進するとともに、協業体の育成などを通じて担い手の確保・育成を支援します。

#### ○ 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築

産地魚市場を核とする漁獲から流通・加工までの一貫した高度な衛生品質管理体制の構築や企業間連携により地域水産物の特色を活かした高付加価値化を推進します。

#### ○ 漁港などの整備

地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場などの整備や海岸保全施設の復旧・整備を推進します。

#### ○ 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農林業の実現

沿岸地域の夏季冷涼・冬季温暖な気象特性などを生かした園芸産地の形成や原木しいたけの産地再生などを推進します。

#### ② 商工業

被災地域の経済を支える中小企業などの事業再開や経営力向上を支援するとともに、新たなまちづくりと連動した商店街の構築などによる、にぎわいの創出や地域の特色を生かした産業の振興を支援します。また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした科学技術や学術研究などにより地域経済の活性化を推進し



ます。

#### ○ 中小企業などの事業再開と経営力向上の支援

被災地域の企業や商店街に向けた助成制度の活用などにより、事業の本格的な再開と経営力向上を支援し、新たな交通ネットワークを生かしながら、地域産業の振興を図ります。

#### ○ 産業の再生やものづくり産業などの振興

被災企業の事業再開や地域の牽引役となる産業の再生を支援するとともに、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や更なる産業集積・新産業の創出を図ることにより地域経済を活性化します。

### ③ 観光

沿岸地域の観光産業の再生とともに、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、新たな交通ネットワークの活用などによる誘客の促進を図りながら、三陸の新たな魅力などを広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立します。

#### ○ 観光資源の再生と新たな魅力の創造

三陸沿岸観光の再構築を図るため、被災した沿岸地域の観光産業の再生・経営力向上を支援するとともに、DMOの整備やその活動の支援により観光地域づくりを推進します。また、災害を考慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築による交流人口の拡大を図ります。

#### ○ 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組

岩手の歴史・文化などに根差した観光資源の発掘・磨き上げや、宮古・室蘭フェリー航路の開設、三陸鉄道の久慈・盛間の一貫経営など新たな交通ネットワークの活用による誘客の促進を図るとともに、復興支援をきっかけとして生まれたつながりを大切にす「おもてなしの心」により国際的な観光立県を確立します。

## (4) 未来のための伝承・発信

東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓を伝承し、その教訓を防災文化の中で培っていきます。また、復興の姿を国内外に発信することにより、将来にわたり復興への理解を深めていきます。

### ① 事実・教訓の伝承

東日本大震災津波により被災された方の故郷への思いや未曾有の大規模災害という事実から得た教訓を確実に伝承し、その教訓を防災文化の中で培っていきます。

#### ○ 教訓の伝承の仕組みづくり

日本を代表する震災津波学習拠点として東日本大震災津波伝承館を整備し、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していきます。また、震災津波関連資料の活用促進などの取組を推進します。

#### ○ 防災・復興を支えるひとづくり

東日本大震災津波の教訓を踏まえた防災教育の推進や防災に関する啓発活動を通じて、防災・復興を支える人材の育成を図ります。

## ② 復興情報発信

将来にわたって復興への理解を深め、継続的な復興への参画を促進するため、復興の姿を国内外に積極的に発信していきます。

### ○ 復興の姿の重層的な発信

三陸防災復興プロジェクト2019や復興フォーラムの開催、各種広報媒体など重層的な情報発信により、三陸地域の多様な魅力を国内外に発信するとともに、東日本大震災津波への支援に対する感謝の気持ちや、復興に向かって歩みを進める地域の姿を発信します。

# 4 復興の進め方

この計画による復興事業を進めるための財源については国に対して要請を行うなどにより確実に確保し、また、必要な事業や制度の継続についても国に対して要望や提言を行いながら、被災者一人ひとりの復興を成し遂げられるよう、必要な取組は最後まで実施します。